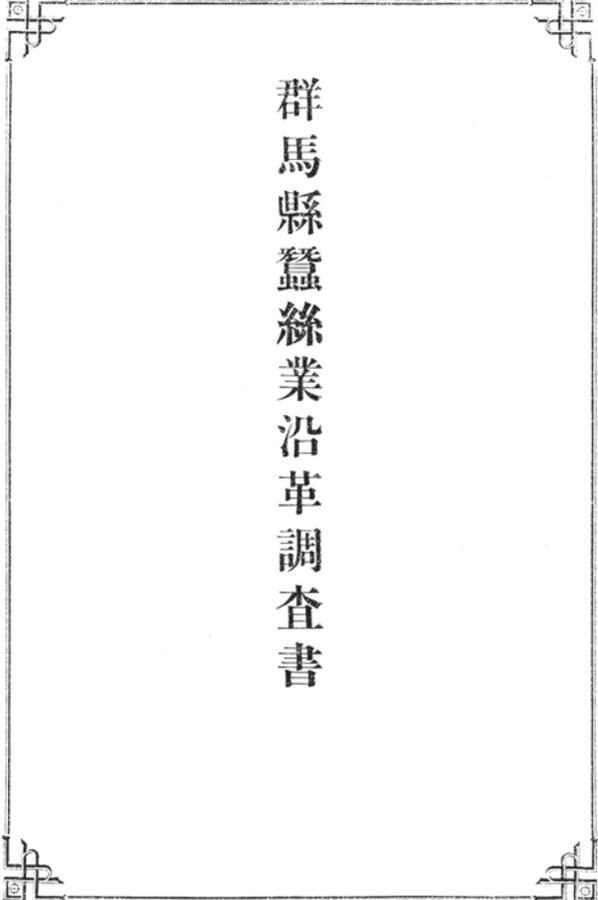


群馬県蚕糸業沿革調査書 1

復刊版



群馬縣蠶絲業沿革調査書

群馬地域文化振興会

群馬縣蠶絲業沿革調查書

緒言

本編は本縣蠶絲業調査會に於て(明治三十三年八月着手同三十五年十二月査了)縣下蠶絲業の沿革を調査したるものにして縣下蠶絲業既往の事蹟を知るに於て裨益する所尠かからざるを以て之を印刷し當事者の參考に資すと云爾

明治三十六年八月

群馬縣内務部

群馬縣蠶絲業沿革調査書

凡 例

- 一 本書は編年を以て縣下蠶絲業に關して起れる事項を記述し縣下蠶絲業の沿革を知るの資とあすに在り
- 一 部を分ちて養蠶、蠶種、生絲の三とあす
- 一 引用書目は記事中に書名を記し又は特記す其記載あき者は法令及本會に於て特に調査したる事項とす
- 一 縣下蠶絲業の沿革と認むべきものにして此編に漏れたるもの尠なからざるべしと雖ども先づ此編を公にし將來の追加補正を俟つこととせり

一本書に記述せる事項は本會の是認したるものあれども文責は專任幹事に在るを以て之れが誤謬杜撰は叱正せられんことを望む

一本書は明治三十四年を以て攔筆す

群馬縣蠶絲業沿革調査書目次

養蠶之部

神代の蠶桑.....	一	丁
雄略帝の詔.....	一	丁
大寶元年の制.....	一	丁
上野國より繩を貢す.....	和銅六年二	丁
仁田山絹及日野絹の由來.....	二	丁
大政官七道諸國に桑漆を催植せしむべき官符を下す.....	大同二年五	丁
大政官は再び諸國に桑漆を催植すべきの官符を下す.....	寬平九年六	丁
前橋風土記に記せる蠶桑の状態.....	貞享元年七	丁
上野國の桑漆楮等に年貢を課せしむ.....	貞享三年七	丁
桑葉直段.....	寶永七年八	丁
蠶養育手鑑を著す.....	正徳二年八	丁
幕府令して蠶桑を獎勵す.....	正徳三年一一	丁

關東諸國桑楮等の石盛を定む	享保十一年	一二丁
農業全書中の記事		一三丁
諸國の蠶桑類に小物成を課す	寶曆七年	一三丁
桑枝の皮を以て粗紙を製す	安永六年	一三丁
淺間山噴火し蠶桑に及ぼせし狀況	天明三年	一三丁
養蠶須知を著す	寛政六年	一七丁
諸國大霜害あり	天保十三年	一九丁
桑畑栽植法の變遷		一九丁
諸國霜害あり	文久三年	一九丁
田島彌平清涼育を始め	同	二〇丁
本邦繭外二品の輸出額	明治元年	二〇丁
同上	明治二年	二〇丁
民部省は養蠶方法書及び下問書を頒布す	明治三年	二一丁
民部省は養蠶方法及び蠶病に關する書冊を頒布す	同	二四丁
高山組を創立す	同	二九丁

本邦繭外二品の輸出額	同	年三三丁
養蠶薬の功害試験及之に關する令達	明治四年	年三三丁
宮中の御養蠶	同	年三四丁
本邦繭外二品の輸出額	同	年三四丁
田島彌平養蠶新論を著す	明治五年	年三五丁
宮中の御養蠶	同	年三五丁
民部省は山繭飼育方法書を府縣に頒布し適宜其業を開か しむ	同	年三五丁
當時に於ける蠶種代價及飼育せし種類	同	年三五丁
本邦繭類輸出額	同	年三六丁
宮中の御養蠶	明治六年	年三六丁
大藏省は蒸繭方法書を頒布す	同	年三六丁
佐藤國太郎清温親切育を弘む	同	年三八丁
皇太后皇后兩陛下富岡へ行啓あり	同	年三八丁
本邦繭類の輸出額	同	年三九丁

關根養蠶所を設立す	明治七年三九丁
外國人蠶業地を巡遊す	同 年三九丁
勸業寮に於て桑樹を試植す	同 年三九丁
輸出用蠶種を國內用に變ずるもの多し	同 年四〇丁
本邦繭類輸出額	同 年四〇丁
井草太郎右衛門薪火温暖育を始む	明治八年四〇丁
本邦繭類の輸出額	同 年四〇丁
内務省は蠶業者の失利するもの多きを以て注意する所あり	明治九年四一丁
勸業寮に於て養蠶法に熟せるものを募り各地養法を試験す	同 年四一丁
上野全國を以て群馬縣となす	同 年四一丁
本國繭類の輸出額及縣下繭產出額	同 年四一丁
縣下當業者競ふて斯業の發達を圖る	明治十年四三丁
本邦繭輸出額及縣下繭產出額	同 年四三丁
本縣に於ては桑樹に關し論達する處あり	明治十一年四五丁
本縣に於ては繭乾燥の儀に就き論達する所あり	同 年四五丁

船津傳次平桑苗儼伏の法を案出す	同	年	四六丁
松下政右衛門喫爽育を始む	同	年	四六丁
本縣に於ては桑樹改良の目的を以て桑苗貸付の方法を設く	同	年	四六丁
稚蠶の賣買を試験す	同	年	四六丁
本邦繭の輸出額及縣下產出額	同	年	四七丁
本縣に於ては養蠶培桑に付論達あり	明治十二年	年	四八丁
宮中の御養蠶	同	年	四九丁
桑苗の改良	同	年	四九丁
當年養蠶の景况	同	年	五〇丁
本邦繭輸出額及本縣下繭產出額	同	年	五一丁
田島彌平續養蠶新論を著す	明治十三年	年	五二丁
當時本縣蠶業界の狀態	同	年	五三丁
本縣に於ては繭絲に就き論達あり	同	年	五三丁
第二回桑苗の貸付	同	年	五三丁
本邦繭輸出額及縣下繭產出額	同	年	五三丁

本縣に於ては石灰運搬に付諭達す	明治十四年	五五丁
上毛繭共進會を開く	同	年五五丁
内國勸業博覽會の出品に對する品評	同	年五六丁
本邦繭輸出額及縣下繭產出額	同	年五六丁
本縣に於ける桑畑反別株數採葉量の調査	明治十五年	五七丁
佐藤國太郎華族養蠶社へ召聘せらる	同	年五九丁
桐生町に蠶絲業集談會を開く	同	年五九丁
本邦繭輸出額及縣下繭產出額	同	年六一丁
本邦繭輸出額及縣下繭產出額	明治十六年	六二丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	明治十七年	六四丁
本縣に於ては尺蠖に付注意を促す	明治十八年	六八丁
各郡に霜害あり	同	年六八丁
蠶絲業組合準則を發布せらる	同	年六八丁
桑樹培養法の講話	同	年六九丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	同	年六九丁

本縣に於ては再び尺蠖驅除の注意を促す	明治十九年七二丁
蠶絲業組合を設立す	同 年七二丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	同 年七二丁
高山社は事務所を移轉し養蠶傳習所を設く	明治二十年七五丁
西群馬郡に雹害あり	同 年七五丁
順氣社を創立す	同 年七五丁
蠶桑損益調査	同 年七六丁
前橋市外各所に繭市場を置く	同 年八三丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	同 年九一丁
田島定邦養蠶眞寶を著す	明治二十一年九三丁
北甘樂養蠶傳習所設立す	同 年九三丁
新田郡立養蠶傳習所を設く	同 年九三丁
井上別邸に於ける蠶業談話會	同 年九三丁
農商務省に於て蠶業諮問會を開く	同 年九四丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	同 年九四丁

新規なる桑苗の流行あり	明治二十二年	九七丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	同	年 九七丁
霜害あり	明治二十三年	九九丁
本縣に於ては霜害に付論達せり	同	年 九九丁
農事臨時調査中桑園養蠶の記事拔萃	同	年 一〇〇丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額桑園反別	同	年 一二一丁
養蠶改良童兒社を設く	明治二十四年	一二四丁
本邦繭輸出額及縣下養蠶戸數繭產出額	同	年 一二四丁
明治十五年と本年との桑畑反別比較	同	年 一二八丁
桑樹萎縮病調査あり	明治二十五年	一二八丁
田島彌平佐藤國太郎町田菊次郎松下政右衛門等綠綬褒章を下賜せらる	同	年 一三〇丁
本邦繭輸出額及縣下桑畑反別養蠶戸數繭產出額桑園反別	同	年 一三一丁
未曾有の大霜害あり	明治二十六年	一三六丁
霜害景况報告	同	年 一三七丁

霜害後に於ける蠶種及桑葉の價額	同	年	一四三丁
霜害救恤金額	同	年	一四四丁
霜害に對する損害概算高	同	年	一四五丁
霜害善後策に付調査項目	同	年	一四九丁
本邦繭輸出額及縣下桑畑反別養蠶戸數繭產出額	同	年	一五二丁
關東蠶絲業者大會あり	明治二十七年	年	一五八丁
本邦繭輸出額及縣下桑畑反別養蠶戸數產出額	同	年	一五八丁
上毛蠶業俱樂部設立す	明治二十八年	年	一六三丁
本邦繭輸出額及縣下桑畑反別養蠶戸數繭產出額	同	年	一六四丁
各地に霜害あり	明治二十九年	年	一七〇丁
上毛蠶業同志會設立す	同	年	一七二丁
本邦繭輸出額及縣下桑畑反別養蠶戸數繭產出額	同	年	一七四丁
縣下各地に雹害あり	明治三十年	年	一七八丁
船津傳次平の桑樹霜害豫防方案	同	年	一八〇丁
角田喜右作桑樹萎縮病問答を著す	同	年	一八七丁

本邦繭輸出額及縣下桑畑反別養蠶戸數繭產出額	明治三十年	二〇四丁
上毛蠶事講習同窓會蠶病消毒講習會を開く	明治三十一年	二〇八丁
邑樂郡農會養蠶傳習所を開く	同	年 二〇八丁
各地に霜害あり	同	年 二〇八丁
縣下桑畑反別及養蠶戸數繭產出額	同	年 二一〇丁
縣農會に於て繭外六品々評會を開く	明治三十二年	二一四丁
縣下桑畑反別及養蠶戸數繭產出額	同	年 二一四丁
農商務省に於て蠶病消毒の普及に付訓令する處あり	明治三十三年	二一九丁
本縣に於て蠶病消毒に關し諭達する處あり	同	年 二一九丁
角田喜右作綠綬褒章を下賜せらる	同	年 二二三丁
本縣に於て霜害豫防蠶蛆驅除に付諭達せり	同	年 二二三丁
縣下桑畑反別及養蠶戸數繭產出額	同	年 二三五丁
利根郡農會養蠶傳習所を設立す	明治三十四年	二二九丁
私立甲種高山社蠶業學校を設立す	同	年 二二九丁
本縣に於ては桑樹枝枯れ病に付訓令する處あり	同	年 二二九丁

附 錄

縣下桑畑反別及養蠶戶數繭產出額	同	年	二三〇丁
第一回內國勸業博覽會記事	明治十年		二三五丁
第二回內國勸業博覽會記事	明治十四年		二四〇丁
第三回內國勸業博覽會記事	明治二十三年		二六七丁
第四回內國勸業博覽會記事	明治二十八年		二八二丁
十二年開催共進會記事	明治十二年		二九一丁
府縣聯合共進會開催地一覽			三〇九丁
第二回府縣聯合共進會記事	明治十四年		三一〇丁
五品共進會記事	明治十八年		三一七丁
第七回府縣聯合共進會記事	明治二十六年		三二〇丁
第八回府縣聯合共進會記事	明治三十年		三二五丁
第九回府縣聯合共進會記事	明治三十二年		三二九丁
第十回府縣聯合共進會記事	明治三十四年		三三九丁

群馬縣蠶絲業沿革調査書

養蠶之部

本邦に於て桑樹栽植の始めは神代に天の八千々姫命を織女となせしとき天の八千々姫命は桑樹を天の香山に植えて蠶を養ひ其絲を以て神衣を織りて供進す是に於て始めて農桑の業ありと古史に明かされども其栽培の方法及び爾後如何なる方法を以て播殖せしやは之を知るに由なし

雄略天皇十六年壬子桑に宜しき國縣に詔して桑を植えしむ是より蠶桑の業大に發達せしからん乎

大寶元年に至りては桑漆を民戸に課せり其制に曰く

凡課桑漆上戸桑三百根漆一百根以上謂凡戶上中下者計口多少臨時量定其餘條稱上上戶中中戶等亦准此例也中戸桑二百根漆七十根以上下戸桑一百根

漆四十根以上五年種畢謂新別爲戶者亦依此限其桑漆者皆於園地種若無園地者不在課限也郷土不宣及狹郷者不必滿數 (田令)

而して園地の給ひ方は人口に平分したるが如し

凡給園地者隨地多少均給謂戶内之口不論多少每人均給何者則殖桑漆者必於園地故若絶戸還公謂依下條聽賣園地即地主存曰賣訖者不可更還其戶内所賣有一人存者不別親疎不爲絶戸也

本縣に於ける柔樹の根數及栽培方法等は書類の徵するものあさを以て詳ならざれども推考する所によれば栽培法は實生苗を以て立木仕立とあし今日宅地の近邊に桃李のあるが如くにてありしならんか加之當時百姓は絹物を使用せしや否や不明なれども専ら調貢の用にのみ蠶を養ひ綿を製し絲を繰り絶を織りたるやの

感あり蠶養育手鑑の序論に曰く聖徳太子の舊事本記に曰く麻は布を生じて下臍の膚をかくす桑は絹を生じて上人の膚をかくすと雖ども蠶によらずんば絹を生じ難しと云々

大日本蠶桑史略にも亦左の記事あり曰く桑園を作ること上古はいかゞありけん知り難し大寶の制には皆園地に植えて桑の林にせさせたりさて延喜を経て建久の頃まで皆しかありけんこと桑田延喜民部式に其食用桑田地于とあり東鑑にも武藏蓮生寺開淨坊草創桑山五丁寄附云々とありと云ふ名あるをもて知るべし然るに戦國の際に至りては養蠶の業衰へばて、少計りは桑の

用もなかりければ田畑の畔あどに植えてかつかつ用ひたりけん近世の初めまで然り享保元文より以來此業の榮え行くにつけて桑林をも作り初め嘉永安政年間に至りては益々多くあれりかくて栽培の法も中古の世は大方高桑に植え生じたるなるべし

和銅六年上野國より純を朝貢す之れ本縣に於ける蠶桑業發達の結果あらん乎續日本記に和銅四年挑文師を諸國に遣し錦綾を織ることを教ゆとあるを以て當時は専ら織物を奨勵したるものゝ如し而して本縣の如きも蠶桑の業發達せしより自然綿及絲にて調貢とするの域を脱し純となして布の調に換ゆることを得るの程度に進みたるものなるべし

古來より本縣の絹織物として世に稱せられつゝある仁田山絹及び日野絹は其淵源何れが古きや得て知るべからずと雖も其出せる地方は蠶桑の業盛なるを證するに足れりと云ふべし仁田山絹は縣下山田郡山田村仁田山郷岩本村附近より織り初めしならん乎同所の白龍神社は其創業者を祭りしありとの口碑あり又上野名

跡志には桐生は郷にて數々村あり種々の絹を織出せり和漢三才圖會上野國産の内に仁田山絹とあるは今の桐生の織出あるべし云々亦同書仁田山村の條に仁田山絹と云ふは爰にて織初めしか云々とあり左に參考にもと白瀧神社に建設しある碑文を掲ぐ

大日本帝國東陸生産之碑

茲惟上野國山田郡桐生郷蠶絲機織之嚆矢也古籍無所稽然就于古老之里諺擇稍可厥信焉按上古當於弘文帝朝有上野國山田郡卜部山田男者以賦役在于京都奉仕數年以誠實爲所稱及其歸鄉乎賜之官女女名曰白瀧白瀧能精於蠶絲機織之業於是夫妻夙夜黽勉誘掖鄉黨隣里而遍傳其業時稱山田絹者是也有功其民如斯及白瀧之歿也鄉人追思其德行奉之稱白瀧神建一祠于仁田山郷歲時祭之至于今不衰焉左近衛中將新田公之甫唱義於元弘也以斯郷之絹爲征旆以克平於大鷲慶長中東照公勝于關原也復命是郷而調旗絹二千四百餘匹終奏偃武之偉勳故幕府乃特免當郷五十四村之賦役代之時使納其匹數以爲令典矣今也明治聖世百事悉舉如我桐生諸絹帛其品類增殖精巧年加一年况乎近載輸出于歐米諸洲其聲擅于宇內原其今日富裕之所效蓋出自瀧神又以可知焉頃日山田村人有温古之志修繕祠廟新構石垣建碑于祠前以欲傳事于後世其報本之意可謂厚焉諸子余記其事余以不文辭之然村人固請不止則容其請於是乎誌焉

于時明治二十一年一月於桐生之官廨

上毛 松井強哉 撰並書